

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 平成31年3月20日

東京都作業部会確認年月日 平成31年3月27日

事業名 共同実施事業（オペレーション等）

案件名 選手村宿泊棟照明設置・撤去に関する業務委託

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> ● 本件はオペレーションに係る事業であり、平成29年5月31日の大枠の合意に基づき、組織委員会が必要な経費を負担する。東京都はパラ経費（組織委員会2：国1：都1）の負担となっており、合意に基づいている。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年5月31日の大枠の合意において、オペレーションは組織委員会が必要な経費を負担し、業務全般の役割を担うことになっている。 ● 本件は選手村に必要な備品の調達等に関する事業であり、選手村の運営を担う組織委員会が本件を一括して執行した方が効率的、効果的である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ● 選手村については、選手が滞在するための快適な居住空間の確保することが求められている。 ● そのために必要な照明器具を調達するものであり、不可欠な事業である。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織委員会へのヒアリングにより、仕様や数量について適正な規模であることを確認した。 ● 積算は3社の見積りを実施しており、適正に単価が設定されていることを確認した。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> ● リースと買取の比較を実施しており、リースの優位性について確認した。 ● 今後、調達部での交渉を通じ、さらなるコストの削減に努めていただきたい。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> ● 本件にかかる費用は、選手村運営に必要な大会経費であり、公費負担の対象として適切で、都負担がV3予算内であることを確認した。 ● 上記の取扱いとするが、所管確定に伴う経費の取扱いについては今後も引き続き調整する。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。